

第 65 回大磯町都市計画審議会 会議録

日 時 : 平成 20 年 2 月 13 日 (水) 午後 2 時～午後 3 時 30 分
場 所 : 大磯町立福祉センターさざれ石 2 階レクリエーション室
出席者 : 9 名[島田委員、野澤委員、土橋委員、山口委員 (代理者)、木村委員 (代理者)、
重田委員、関野委員、大倉委員、内田委員]

1 開 会

あいさつ (副町長)、委員紹介、事務局紹介

2 会長、副会長の互選

会長に野澤委員、副会長に箕島委員を選出。

※ 以後の議事進行は会長

- ・ 会長あいさつ (野澤委員)
- ・ 会議は公開に決定
- ・ 傍聴者 (3 名) 入場
- ・ 資料確認

3 議 題

- ・ 議案第 59 号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道 (相模川流域下水道) の変更について (神奈川県決定)

○ 事務局説明

- ・ 諮問文朗読
- ・ 議案提案理由説明
- ・ 議案朗読
- ・ 詳細説明

○ 質疑

【会長】

それでは質疑に入ります。質問、意見のある委員は挙手をお願いします。

【委員】

質問というものではないのですが、さきほど町の担当が議案を説明したのですが、市町村合併に伴う名称変更などの簡単なことはそれで理解できますが、複雑なものは説明を聴きながら資料を目で追うだけでも大変です。せめて要点のメモだけでも出して頂けないでしょうか。そういう進め方をお願いしたいのですが。

【委員】

関連しての発言です。プレゼンテーションソフトウェア（パワーポイント等）などで端的に表示すればわかりやすいと思うのです。自分はこの都市計画が関係する藤沢で勤務しているため地理的な位置関係などは、事務局の口頭説明でも何となくは理解可能です。でも、図で表示してもらえればよりわかりやすくなると思います。

【事務局】

プレゼンテーションソフトなどを用いての説明のほうがわかりやすいという御指摘はごもっともです。今日はもう間に合わないのですが、今後の検討事項とさせていただきます。

【委員】

端的に伺いたいのですが、要点は二つですか。一つは、寒川平塚幹線を新しくつけるというのと、もう一つが茅ヶ崎市柳島の下水処理場の松林を保全するということ、でよろしいのでしょうか。

【事務局】

県は左岸処理場の南側の松林を保全する方向で、このたび計画区域の変更をしています。寒川平塚幹線につきましては、地震対策として処理場が被災しても被害の少ない処理場のほうを重点的に復旧させることで、早期に汚水処理が再開できるように処理場間をネットワーク化することで相互のバックアップ体制を確立するということです。

【事務局】

このたびの変更については大きく三点ありまして、委員がおっしゃった寒川平塚幹線の築造、柳島処理場の縮小、中間施設の設置です。

【会長】

茅ヶ崎市柳島の松林保全についてですが、今回の都市計画の変更は処理場を縮小するという案件ですので、松林を保全するということは別個のものかと考えますがいかがですか。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

ですから、今の時点では保全は確実ではないのですが、県はその方向で進めたいということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【委員】

そのために 30 万㎡で予定されていた施設が 19 万 5600 ㎡に縮小変更されるわけですね。今の処理技術が非常に効率的になって、少ない面積で汚水処理が可能になったということなのですか。

【事務局】

元来は計画汚水量の見直しを県が行ったことに始まります。汚水量が当初計画より 4 割程度減っています。家庭利用での節水志向、企業内での水循環利用が進みました。このため大きな処理場がいなくなったという事情があります。左岸と右岸に処理場がありますが、汚水処理を両方で融通しあうことで二つの処理場を同じ程度の処理能力にしようということ、柳島の処理場の面積が計画していたほどには要らなくなったということ、

【委員】

事務局の説明を聴いていて、柳島処理場の南側の松林を保全するため処理場面積が小さくなったと解釈していたのですが、今のいきさつをうかがっていると大きな処理場が必要でなくなったから松林の保全が可能になったということなのですか。そこをはっきりさせておきたいのです。

【会長】

さきほどの自分の言葉が足りなかったかもしれません。これは下水道計画の案件ですので変更計画には松林の保全までは書かないのです。松林については緑地に関する都市計画決定が別になされるのではないかと推察します。手続としては本日の議題となっているものとは異なる、ということをお願いしたかったのです。緑地保全が先であったのか、後であったのか、ということをお願いしたかったではありませんでした。

【委員】

今、会長がおっしゃったように松林については、例えば都市緑地などとして今後都市計画決定の対象になるということは考えられるのではないかと思います。

今回の都市計画変更は、流域相模川下水道の変更ということで大磯町も関係市町として手続を踏まれるとは思いますが。ただ、変更前後の対照表を拝見していても大磯町に直接関係するのが何であるのかが捉えにくいのですが、それを明示していただけないでしょうか。寒川平塚幹線設置、柳島処理場の面積縮小、中間施設（サテライト）の設置が大磯町にはどういう影響を及ぼすのかを整理して説明されると、委員の理解も進むものと感じました。

【事務局】

相模川流域下水道はいわば「親」の計画であり、大磯町公共下水道はその「子」といえます。今回の変更について大磯町に直接関係するものはないのですが、「親」の計画が変わりますので、計画変更について関係市町村として大磯町も県から意見を求められております。

【委員】

ポンプ場の変更は単純に市町村行政区域の変更に伴う住所表示変更だけと考えればいいのですか。ポンプ場機能の更新などは計画されているのですか。

【会長】

関係町が相模原市に合併されることによる住所変更に限られるものです。ポンプ場自体に変更は無いものです。

【委員】

私は、災害救護赤十字奉仕団に従事していますが、その災害の観点からお聞きします。茅ヶ崎の柳島の処理場については標高がかなり低いように思います。現状想定される地震で津波が来たときの被害想定はわかりますか。

【事務局】

関東大震災の折に三崎沖で6メートルの津波が観測されていますから、今後同じ規模の地震が起きれば柳島でも相応の津波被害があるものと想像します。

【委員】

そうなりますと、沿岸の柳島処理場でも相模川を遡流して四之宮の処理場でも、津波被害は受ける可能性があると考えて支障ないでしょうか。可能性の問題なのですが。

【事務局】

県からはそういう話は聞いておらず、どこまで津波被害が想定されているかも把握してお

りません。

【委員】

大磯町に直接関係する変更が今回は無い、とのお話でしたが、変更が実施された後、大磯町にはどのような影響が及ぶのかはわかりますか。現状と変わらないのでしょうか。

【事務局】

処理場規模が縮小されるため、事業費そのものが下がります。このことにより、大磯町の負担金が減ることが考えられます。

【会長】

今回、大磯町を經由して意見書が1件神奈川県知事に提出されていますが、この意見書に対してはどういう回答になる見込でしょうか。

【事務局】

大磯町を經由して1件、平塚市を經由して1件の意見書が県知事に提出されました。県の都市計画審議会が3月26日に開催予定されていますが、その席で回答されます。それまでは関係市町に対しても回答予定内容は明らかにされません。ただ、開催済みの県都市計画審議会の会議記録や県都市計画公聴会の「公述意見の要旨と県の考え方」が公表されており、そこでの関係記述を参考にしてほしいとのことでした。

【委員】

大磯町の下水道が高麗地区から西部地区へとどんどん伸びています。処理能力が不足するなどの懸念はないでしょうか。

【事務局】

処理能力は全体計画の中で定めていますので、(処理能力が不足するなどの)心配は今のところありません。

【会長】

ほかに無ければ質疑も出揃ったようですので、裁決に移りたいと思います。本件は都市計画法第18条第1項の規定に基づき神奈川県から町の意見を求められていることへの回答に関するものです。意見があればその旨を、意見が無ければ異存無しという回答となります。特に異存無しということによろしいでしょうか。

【各委員】

(異議無しの声)

【会長】

それでは、議案第59号については原案に異存無しと決定します。なお、答申については審議の結果を踏まえて事務局で作成をお願いします。

審議事項はこの1件ですが、次に報告事項が2件あります。

4 報告事項

(1) 第6回線引き見直しスケジュールについて

- 事務局説明
 - ・ 概要説明
- 質疑応答

【会長】

線引き見直しは、だいたい5年に一回の作業スケジュールですか、10年ごとでしたか。

【事務局】

おおむね5年に一回です。

【委員】

スケジュールの中で町都市計画審議会が関与するのはどこの時点でしょうか。平成20年度の市町の意見聴取のところでしょうか。

【事務局】

神奈川県から関係市町に意見が求められますので、整・開・保（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、区域区分、住宅市街地の開発整備の方針等の大磯町に係る部分の神奈川県原案について御審議をお願いします。平成21年に入ってからになるものと予想されます。

【会長】

5月頃の市町案の申し出については審議会は関与せず、町担当課の作業になるのですね。

【事務局】

来年度は旧吉田茂邸を県立公園とする都市計画決定が予定されるなど審議をお願いする案件がいくつもあります。町都市計画審議会を開催する都度、正式な議案としてではありませんが、報告事項として御意見をいただく機会があるものと考えます。

【委員】

根本の市街化調整区域の市街化区域編入の問題が数年来大磯町では言われ続けています。このことに対して現状で何らかの動きはないのでしょうか。

【事務局】

今回で6度目の線引き見直しになりますが、区域区分線の変更は国、県の基準によるものです。現在は、人口フレーム、つまり想定人口をもとに区域区分を設定しています。今回は平成27年の想定人口が基準となります。

大磯の人口は現在33,000人弱ですが、県の設定では大磯町の平成27年想定人口は32,000人です。町の総合計画やまちづくり基本計画での想定人口は33,000人に設定しているため再三の協議を重ねてまいりましたが、県決定の都市計画であり、神奈川県の総合計画「神奈川力構想」（平成19年7月策定）における県人口の平成27年の推計を踏まえ、平成12年国勢調査データを基本に推計を行ったものになるということです。

想定人口が現状を下回る事情のなか、積極的な市街化区域の拡大は認めてもらえないのです。今回も、事務的な変更のみを提示しています。例えば金目川の河川改修に伴う道路整備によって道路界そのもの動くことになり、区域区分線を変更するといったようなものに限定されています。拡大はできないというのが現状です。

【委員】

私は町の西部地域に住んでいるものですが、（西部地域では）農家の後継者がいない問題が深刻な中、線引きの問題は農家にとって痛切な問題です。農業で食べていけない、ということで線引き（市街化区域の拡大）をという声がものすごく多い。現実に農作物を育てず、草が生えているようなところはたくさんある。やる気があるのか、と言っても草刈をしていくだけで精一杯という状況で、生沢地区から寺坂地区にかけて農地は荒れ放題です。そういう現状を何も汲み取ってもらえない。神奈川県の言う人口予測は大切だと思います。しかし、

現状を見据えた線引き見直しというものも、今後はできないものか。県が決めたことにそのまま従うべきなのか、大磯町には大磯町の現状があると踏まえて提言する道は無いものか、何度町当局に訴えても応えていただけないという声をよく耳にするのです。そのあたりいかがでしょうか。

【事務局】

基本的には、人口が増えない限り市街化区域の拡大はできない、という制度になっております。それでもなんとか拡大しようとする場合は、町のマスタープランに市街化調整区域の開発等を位置付けるなどの準備をしなければなりません。今回与えられた条件の一例を挙げますと地権者の合意がとれていて今後3年間以内に土地区画整理事業が確実に行われるといったものです。これにマスタープラン上の位置付けがなされて、かつ、平成27年の人口目標にかなうものであって、ようやく協議の対象にしてもらえるとというほどのものです。

【事務局】

以前に農業委員会の席に私どもも呼ばれまして、農業委員の皆様にご了解いただけたかどうかはともかく、同様の説明をしたことがありました。

【委員】

都市的な町東部地域では（農地問題は）それほど目立たないかもしれませんが、西部地域ではものすごく真剣な対応が問われるところまで現実が来ています。農業委員会に呼ばれたという話でもわかりますが、農業をやっている方の問題は切実です。県に言えば人口が増えなければ駄目だと言われてしまうかもしれません。ですがここは大磯町です。大磯町の中で起こっていることをどこかで伝えて、どこかで変えていかなければならないといけません。線引きが見直されないという不平不満の声が大きくなっているのが現実です。ここでとやかく言っても致し方ないことはわかっていますが、しっかりと受け止めていただきたいと思えます。

人口が増えないと永久に（市街化区域の）拡大ができないという県の方針にも正しいところがあるとは考えますが、逆に今は時代と共にその方針が全てではないという考えかたが芽生えてきていると私は思います。町の当局には県に現状をきちんと説明されるよう希望します。

【会長】

この件については今日の段階では報告事項で、報告を何度か重ねた後に、審議事項として上がってくるものです。その時是非また活発な議論をお願いします。それでは、報告事項の二つ目に移ります。

（2）景観計画策定経過について

- 事務局説明
- 質疑応答

【委員】

大磯町景観計画（案）についての諮問と答申において、大磯町まちづくり審議会と大磯町都市計画審議会とが並んでいるのですが、どういう役割分担をするのでしょうか。商工会として両方の審議会に加わっているものです。

【事務局】

法的には景観計画を定める場合に都市計画審議会の意見を聴かなければならないことが景観法で定められているため、都市計画審議会に諮ることになります。また、大磯町はまちづくり条例を施行しており、その中でまちづくり審議会を置いています。まちづくりに対する大きな問題ですからまちづくり審議会に諮ります。

【会長】

まったく並列にかけるということですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

大磯の景観を考える会議が平成 17 年度から動いています。景観計画はとても必要なもので一刻も早くという思いは変わらないのですが、平成 17 年度以降の作業で景観カルテが 288 枚集まっているということがありますし、大磯には探せば探すほどいろいろな景観資源がでているということも了解しています。もう平成 20 年度に入りますし、景観を考える会議のメンバーの方々が何度も会合を重ね、その中でここは目指すべき、こうありたい、こういう町にしたいという意見などは上がっていないのでしょうか。

【事務局】

景観資源の発掘を目的として活動しておりましたことと、メンバーの中でもいろいろな意見を持つ方がいて集約するのは難しいということで、最終的に各委員の思いというかたちで意見書を出してもらいました。そのため、意見集約したものはありません。

【委員】

景観カルテが 288 枚集まったということですが、この中身はどのようなものですか。言葉での説明は難しいかもしれませんが、どんな分野が多かったのですか。

【事務局】

大磯の景観を考える会委員の皆様には街中を歩いてもらい、委員が良い、悪いと感じたところの写真を撮って来ていただきました。それらの写真をもとに一箇所ずつ良し悪しを話し合いました。良い点としては大磯には山と海という特徴がありますので、それを保全していきたいという意見が多くありました。悪い点としては市街地の中の宅地開発が進んでいる箇所、木が全然植えられていないところがあることなど、大磯らしくないことを指摘したものが多かったです。

カルテの構成については、場所と写真を挙げ、委員の話し合いででた良い点悪い点、改善方法、資源の保存の是非、また、資源の分類情報を記載しています。

【委員】

どちらかといえば自然風景の取扱いがメインになりましたか。建物は僅かだったのですか。

【事務局】

歴史的建造物、旧政財界人の別荘が多数残っていますので、それらの保存を訴えるカルテも多くありました。

【委員】

アドバイザーやリーダー会議の構成についても教えてください。

【事務局】

アドバイザーは 4 名おられまして、2 名は大磯まちづくり審議会の委員の方、残る 2 名は

過去に大磯町景観形成計画を昭和 63 年に策定した際のコンサルタントと大磯町まちづくり基本計画を策定したときのコンサルタントの方をお招きしています。

リーダー会議ですが、大磯の景観を考える会議委員の皆様が公募町民を含めて 28 名おられ、これだけ人数が増えてしまうと話し合いが難しくなるところもありましたので、リーダーを選んで話し合いをしてもらったものです。

リーダー会議の話し合い結果をそれぞれのグループに持ち帰って委員が話し合いをしました。

なお、会議は二班に分かれて活動しており、それぞれの班にリーダー、副リーダーがおりました。さらに会議には会長、副会長がおりましたので、これら 6 名でリーダー会議を構成していました。

【委員】

先ほどの説明で、景観カルテを作成するので精一杯だったような印象を受けたのですが、景観計画というのは町役場の機構から言うと都市整備課から、まちづくり課、企画室、さらには経済観光課まですべてを含めた形で進めていくというのが最終的には上手くいくのではないかと思うのです。他の所属を含めて町役場の中で会合を重ねているのかどうか、お聞きします。

【事務局】

景観計画策定委員会の作業部会という場所でたたき台を検討しているところですが、そこに関係所属を集めて協議を進めております。

【委員】

(会議で作成された) 景観カルテなどの資料の提供を受けて、都市計画審議会、まちづくり審議会では検討することになるのでしょうか。

【事務局】

全部をお渡しすることは考えていませんでした。288 枚という数量もありましたし、何よりもプライバシー情報、特に悪い点として指摘された情報などが含まれますので全部開示については慎重な立場をとっています。

【委員】

茅ヶ崎市の景観計画策定に従事した経験があるのですが、昨年 5 月に神奈川県県土整備部と一緒に相模湾、特に湘南海岸の景観と緑を考える会議を開きました。研究者も多数参加しました。大磯も既に他の行政団体と一緒に取組みをしていることとは思いますが、他市町の連携をしながら取り組んでいくようお願いします。

【委員】

策定の中で屋外広告物、看板規制などの話はできていますか。

【事務局】

景観法ではなく看板は屋外広告物条例、これは屋外広告物法に基づくものでございまして、大磯町域では神奈川県平塚土木事務所が屋外広告物条例の運用に当たっています。段階的に、神奈川県条例の運用を大磯町が行うことを協議していくこととなります。屋外広告物条例によって看板は規制していくほかはありません。検討して今後報告をするようにいたします。

【会長】

景観条例とは別の条例で規制されるものではありませんが、景観計画の中にも屋外広告物の

ことは取り扱われるのですか。

【事務局】

扱います。

【会長】

景観条例案は都市計画審議会にかけられないのですか。

【事務局】

来年度 12 月議会に景観条例案を上程したいと考えておりますので、景観計画をお諮りするなかで参考資料的な扱いで御覧いただくことになるものと思います。

【会長】

景観計画だけをみていてはわからない部分が、景観条例の中で規定されていくはずですので、景観法の委任部分の行為規制、行為制限の扱いがありますので、景観計画と景観条例とはセットでみないと理解できない、審議会として判断を下せないと考えます。

【事務局】

セットで提出するようにします。

【会長】

景観計画と景観条例の検討は次の期の都市計画審議会の大きな仕事になりそうですので、景観カルテの審議会全部提出は難しいという話が先ほどありましたが、基礎調査報告書や景観計画素案は出来次第、都市計画審議会委員の皆さんにお渡しいただいたほうが、後々の審議がスムーズに行くと思いますので、是非事務局には対応をお願いいたします。

これで報告事項の二点目も終了いたしました。

5 閉 会

【会長】

今日の審議会の冒頭で説明の仕方、説明資料の作り方について委員から提案がありましたので、是非次回に向けてそのような工夫をしていてもらいたいということを私からもお願いして、本日の審議会を終了します。